



平成20年11月11日

各 位

会社名 株式会社 ニックス
代表者名 代表取締役社長 青木伸一
(JASDAQ・コード4243)
問合せ先 取締役管理本部長 先本孝志
電話 045-221-2001

定款一部変更に関するお知らせ

当社は平成20年11月11日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成20年12月20日開催予定の第78回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 株式取扱規程において株主の権利行使の手続きについて定めていることを明確にするため、現行定款第9条につきまして所要の変更を行うものであります。(変更案第9条)
- (2) 会社法第165条第2項の規定に基づき、当社の業務又は財産の状況、その他の事情に対応して機動的に自己株式が取得できるよう、取締役会決議により自己株式の取得が行える旨の規定(第10条)を新設するものであります。
- (3) 上記変更に伴う、条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分)

現行定款	変更案
第9条 (株式取扱規則) 当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、 <u>その他株式ならびに新株予約権に関する取扱および手数料</u> は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	第9条 (株式取扱規則) 当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、 <u>その他株式、新株予約権に関する取扱および手数料</u> ならびに株主の権利行使の <u>手続き</u> は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。
(新設)	<u>第10条 (自己株式の取得)</u> 当社は、 <u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>
第10条～第38条 (条文省略)	第11条～第39条 (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成20年12月20日 (土曜日)

定款変更の効力発生日 平成20年12月20日 (土曜日)

以上